

議案第12号

瀬戸内市消防団条例の一部を改正することについて

瀬戸内市消防団条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月17日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

消防団員が年々減少している現状を踏まえ、市民の幅広い層から消防団への入団促進を図るため、機能別団員の規定を加えるもの。

瀬戸内市条例第　　号

瀬戸内市消防団条例の一部を改正する条例

瀬戸内市消防団条例(平成16年瀬戸内市条例第167号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(種別)

第3条の2 団員の種別は、基本団員と機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。

3 機能別団員は、消防団長(以下「団長」という。)が定める特定の任務に従事する団員とする。

第4条各号列記以外の部分中「消防団長(以下「団長」という。)」を「団長」に、「その他の団員」を「基本団員」に改め、同条第1号中「年齢18年」を「満18歳」に、「50年」を「50歳」に改め、同条に次の1項を加える。

2 機能別団員は、身体強健であって、次の各号のいずれにも該当する者から、団長が任命する。

(1) 本市に住所を有し、任命時に満18歳以上70歳未満の者であること。

(2) 過去に消防職団員として5年以上の経験を有し、消防に関する知識、経験を有する者又は発災時に職能等を活かすことができる者

第6条に次の1項を加える。

2 在職中に75歳に達した機能別団員は、その年度の3月31日をもって退団とする。

第13条第1項中「団員の」を「基本団員の」に改め、同項の表中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 機能別団員の報酬は、次に掲げるとおりとする。

(1) 年額報酬は、支給しない。

(2) 災害に係る出動報酬は、基本団員と同額とする。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市消防団条例(平成16年瀬戸内市条例第167号)新旧対照表

現行	改正後
	<p><u>(種別)</u></p> <p><u>第3条の2 団員の種別は、基本団員と機能別団員とする。</u></p> <p>2 <u>基本団員は、機能別団員以外の団員とする。</u></p> <p>3 <u>機能別団員は、消防団長(以下「団長」という。)が定める特定の任務に従事する団員とする。</u></p>
<p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、<u>その他の団員</u>は団長が次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本市に居住し、又は勤務する<u>年齢18年以上50年未満</u>の者であること。ただし、団長、副団長等で特に必要があるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(任命)</p> <p>第4条 団長_____は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、<u>基本団員</u>_____は団長が次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本市に居住し、又は勤務する<u>満18歳以上50歳未満</u>の者であること。ただし、団長、副団長等で特に必要があるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 <u>機能別団員は、身体強健であって、次の各号のいずれにも該当する者から、団長が任命する。</u></p> <p>(1) <u>瀬戸内市に住所を有し、任命時に満18歳以上70歳未満の者であること。</u></p> <p>(2) <u>過去に消防職団員として5年以上の経験を有し、消防に関する知識、経験を有する者又は発災時に職能等を活かすことができる者</u></p>
(退職)	(退職)

第6条 略

(報酬)

第13条 団員の報酬は、次に掲げるとおりとする。

区分	瀬戸内市消防団 規則(平成16年瀬 戸内市規則第54 号)第5条に 規定する階級	支給額
年額報酬	団長	119,000円
	副団長	99,000円
	分団長	72,000円
	副分団長	50,000円
	部長	37,000円
	班長	37,000円
	団員	36,500円
災害に係る出動報酬	全ての階級	1日(7時間45分)につき 4時間未満 4,000円 4時間以上 8,000円

2・3 略

4 略

第6条 略

2 在職中に75歳に達した機能別団員は、その年度の3月31日をもって退団とする。

(報酬)

第13条 基本団員の報酬は、次に掲げるとおりとする。

区分	瀬戸内市消防団 規則(平成16年瀬 戸内市規則第54 号)第5条第1項に 規定する階級	支給額
年額報酬	団長	119,000円
	副団長	99,000円
	分団長	72,000円
	副分団長	50,000円
	部長	37,000円
	班長	37,000円
	団員	36,500円
災害に係る出動報酬	全ての階級	1日(7時間45分)につき 4時間未満 4,000円 4時間以上 8,000円

2・3 略

4 機能別団員の報酬は、次に掲げるとおりとする。

(1) 年額報酬は、支給しない。

(2) 災害に係る出動報酬は、基本団員と同額とする。

5 略

瀬戸内市規則第　　号

瀬戸内市消防団規則の一部を改正する規則

瀬戸内市消防団規則(平成16年瀬戸内市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 機能別団員の役職及び階級は、団員とする。

第22条第1項中「団員」を「基本団員」に改め、「えり章及び」を削り、同条第3項中「第1項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 機能別団員には、ベスト、アポロキャップ等を貸与する。

附　則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市消防団規則(平成16年瀬戸内市規則第54号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(役職)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(役職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>機能別団員の役職及び階級は、団員とする。</u></p>
<p>(貸与品)</p> <p>第22条 団員には、えり章及び被服等を貸与する。</p> <p>2 前項の貸与品は、災害出場等職務遂行上着用する場合のほか、みだりにこれを着用してはならない。</p> <p>3 団員が退職し、又は死亡したときは、第1項の貸与品を返納しなければならない。ただし、市長が返納の必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p>	<p>(貸与品)</p> <p>第22条 基本団員には、被服等を貸与する。</p> <p>2 <u>機能別団員には、ベスト、アポロキャップ等を貸与する。</u></p> <p>3 前2項の貸与品は、災害出場等職務遂行上着用する場合のほか、みだりにこれを着用してはならない。</p> <p>4 団員が退職し、又は死亡したときは、<u>第1項及び第2項の貸与品を返納しなければならない。ただし、市長が返納の必要がないと認めたものについては、この限りでない。</u></p>